



2024年度

特定非営利活動法人鹿児島インフार्メーション

第19期 臨時総会 資料

日 時：2024年8月6日(火) 19:00～

場 所：シナプスホール（シナプスビル3階）

特定非営利活動法人鹿児島インフार्メーション

特定非営利活動法人鹿児島インフार्メーション

2024年度 第19期 臨時総会 議案書

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 資格審査報告
5. 議事録署名人選出
6. 審議事項
第1号議案 定款改正の修正議案
7. 議長解任
8. 閉会の辞

【目的】

定款第16条の役員の任期について、柔軟な運営体制を図る目的のもと、今年5月25日の通常総会第1号議案において定款変更の議決を得たものの、認証申請において共生協働センターより修正を要求されたため、定款改正の修正を行うものである。

【現行】

(任期等)

第16条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。ただし、当該役員が違法行為による辞任もしくは第19条に基づき解任された場合は、当該役員の役務は副理事長もしくは専務理事が代行する。

【修正案】

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。ただし、当該役員が違法行為による辞任もしくは第19条に基づき解任された場合は、当該役員の役務は副理事長もしくは専務理事が代行する。